

## 重要事項説明書

### (訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション)

<令和6年1月1日現在>

#### 1 訪問リハビリテーション事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 佑樹会
代表者名	理事長 福地 佑樹
所在地・連絡先	(住所) 東京都昭島市中神町 1345 番 1 (電話) 042-549-0707 (FAX) 042-549-1231

#### 2 事業所の概要

##### (1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	医療法人社団 佑樹会 介護老人保健施設 ふれあいの里
所在地・連絡先	(住所) 東京都府中市押立町 1 丁目 9 番 1 (電話) 042-352-6633 (代表) (FAX) 042-352-6634
事業所番号	1373803897
管理者氏名	施設長 中林 瑞穂

##### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	区分		業務の内容
	(人)	常勤(人)	非常勤(人)	
医師	2	2	0	介護老人保健施設管理者・医師兼務
理学療法士 作業療法士	3	3	0	介護老人保健施設職兼務

##### (3) 事業の実施地域

事業の実施地域	府中市、調布市、稲城市（一部）
---------	-----------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

##### (4) 営業日

営業日	営業時間
月曜日～土曜日	9:00 ~ 17:00

営業しない日	日曜日・年末年始
--------	----------

### 3 サービス内容

医療法人社団佑樹会 介護老人保健施設ふれあいの里 訪問リハビリテーションは、介護保険法令の趣旨に従って、利用者の日常生活がより活動的なものとなるように、リハビリテーション職員が利用者の自宅を訪問し、身体面では関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、精神面では知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行います。

- ①当該サービスの提供にあたり、状態の悪化防止・軽減に努め、適切なサービスを提供します。
- ②サービス内容はわかりやすく説明を行い、サービスを提供します。不明な点については、サービス担当者もしくは問い合わせ窓口までご連絡ください。
- ③当該サービス提供は、指示書をもとにリハビリテーション実施計画書を作成し個々にリハビリテーションを提供します。
- ④訪問リハビリテーションの実施については、医師による指示に従い、訪問リハビリテーション記録への記載を行います。
- ⑤交通事情等により、自宅へ到着する時間が遅れる場合があります。

### 4 費用

#### (1) 訪問リハビリテーション

利用料（自己負担分）

#### (ア) 介護保険給付対象サービス

基本額

項目	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費	334円/回	667円/回	1001円/回

※1回20分のサービスです。40分行った場合2回分になります。

加算額

項目	1割負担	2割負担	3割負担	内容
短期集中リハビリテーション実施加算	217円 /日	434円 /日	650円 /日	退所日又は認定日から3月以内の利用者に早期かつ集中的なりハビリを行なった場合加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	195円 /月	390円 /月	585円 /月	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する見地から利用者の情報を共有し会議の内容を記録し、訪問リハビリテーション計画について、作成に関与した理学療法士等が利用者または家族へ説明し同意を得るとともに医師へ報告した場合。また、3ヶ月に1度リハビリテーション会議を開催し変化に応じて計画の見直しを行い、介護支援専門員に対して、リハビリテーションの見地から利用者の有する能力、日常生活上の留意点に関する情報提供を行った場合。また、理学療法士等が居宅サービス事業者の従業者と一緒に利用者宅を訪問し、当該従業者に介護に関する指導、日常生活上の留意点の助言を行い、家族に対しても専門の見地から介護の工夫や日常生活の留意点に関する助言を行った場合に加算されます。

<p>リハビリテーション マネジメント加算 (A) ロ</p>	<p>231円 ／月</p>	<p>462円 ／月</p>	<p>692円 ／月</p>	<p>リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する見地から利用者の情報を共有し会議の内容を記録し、訪問リハビリテーション計画について、作成に関与した理学療法士等が利用者または家族へ説明し同意を得るとともに医師へ報告した場合。また、3ヶ月に1度リハビリテーション会議を開催し変化に応じて計画の見直しを行い、介護支援専門員に対して、リハビリテーションの見地から利用者の有する能力、日常生活上の留意点に関する情報提供を行った場合。また、理学療法士等が居宅サービス事業者の従業者と一緒に利用者宅を訪問し、当該従業者に介護に関する指導、日常生活上の留意点の助言を行い、家族に対しても専門的見地から介護の工夫や日常生活の留意点に関する助言を行った場合。かつリハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出している場合に加算されます。</p>
<p>リハビリテーション マネジメント加算 (B) イ</p>	<p>488円 ／月</p>	<p>975円 ／月</p>	<p>1462 円／月</p>	<p>リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する見地から利用者の情報を共有し会議の内容を記録し、訪問リハビリテーション計画について、医師が利用者または家族へ説明し同意を得た場合。また、3ヶ月に1度リハビリテーション会議を開催し変化に応じて計画の見直しを行い、介護支援専門員に対して、リハビリテーションの見地から利用者の有する能力、日常生活上の留意点に関する情報提供を行った場合。また、理学療法士等が居宅サービス事業者の従業者と一緒に利用者宅を訪問し、当該従業者に介護に関する指導、日常生活上の留意点の助言を行い、家族に対しても専門的見地から介護の工夫や日常生活の留意点に関する助言を行った場合に加算されます。</p>

リハビリテーション マネジメント加算 (B) ロ	523円 /月	1046 円/月	1569 円/月	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する見地から利用者の情報を共有し会議の内容を記録し、訪問リハビリテーション計画について、医師が利用者または家族へ説明し同意を得た場合。また、3ヶ月に1度リハビリテーション会議を開催し変化に応じて計画の見直しを行い、介護支援専門員に対して、リハビリテーションの見地から利用者の有する能力、日常生活上の留意点に関する情報提供を行った場合。また、理学療法士等が居宅サービス事業者の従業者と一緒に利用者宅を訪問し、当該従業者に介護に関する指導、日常生活上の留意点の助言を行い、家族に対しても専門的見地から介護の工夫や日常生活の留意点に関する助言を行った場合。かつリハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出している場合に加算されます。
移行支援加算	19円/ 日	37円/ 日	56円/ 日	リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、リハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供し、電話等により実施状況を確認・記録した場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算 (I)	7円/回	13円/ 回	20円/ 回	利用者に直接サービスを提供する理学療法士等のうち、勤続年数7年以上の職員がリハビリテーションを行なった場合加算されます。
サービス提供体制強化加算 (II)	4円/回	7円/回	10円/ 回	利用者に直接サービスを提供する理学療法士等のうち、勤続年数3年以上の職員がリハビリテーションを行なった場合加算されます。
訪問リハ計画診療未実施減算	-55円 /回	-109 円/回	-163 円/回	医師が診療を行っていない利用者に対し訪問リハビリテーションを行った場合に減算されます。
新型コロナウイルス感染症への 対応				新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価として、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せられます。

(2) 介護予防訪問リハビリテーション  
 利用料（自己負担分）

(ア) 介護保険給付対象サービス  
 基本額

項目	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費	323円/回	646円/回	969円/回

※1回20分のサービスです。40分行った場合2回分になります。

加算額

項目	1割負担	2割負担	3割負担	内容
短期集中リハビリ テーション実施加算	217円 /日	434円 /日	650円 /日	退所日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内の利用者に早期かつ集中的なりハビリを行なった場合加算されます。
事業所評価加算	130円 /月	260円 /月	390円 /月	評価対象機関の満了日の属する年度の次の年度に限り1月につき加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	7円/回	13円/ 回	20円/ 回	利用者に直接サービスを提供する理学療法士等のうち、勤続年数7年以上の職員がリハビリテーションを行なった場合加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	4円/回	7円/回	10円/ 回	利用者に直接サービスを提供する理学療法士等のうち、勤続年数3年以上の職員がリハビリテーションを行なった場合加算されます。
12月超減算	-6円/ 回	-11円 /回	-17円 /回	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に減算されます。
訪問リハ計画診療未実施減算	-55円 /回	-109 円/回	-163 円/回	医師が診療を行っていない利用者に対し訪問リハビリテーションを行った場合に減算されます。
新型コロナウイルス感染症への 対応				新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価として、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。

(3) 交通費

2 (3) の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は 1 日あたり実費 5 5 0 円 (消費税込) の交通費が必要となります。

(4) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。

(5) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

サービス実施時刻の 1 時間前までに連絡があった場合	無料
サービス実施時刻の 1 時間前までに連絡がなかった場合	利用料自己負担分の全額と交通費

5 利用料のお支払方

①口座振替・自動払込法

毎月 1 5 日までに、前月分の請求書を発行します。利用料の支払は、ご登録いただいた預貯金口座 (登録口座) より、利用月の翌月 2 6 日に引き落としとなります (金融機関休業日の場合は、その翌営業日となる場合もあります)。ご入金、振替・払込の前日迄にお願い致します。入金確認後、領収書を発行します。残高不足等で引き落としができなかった場合は、窓口または、振込みにてお支払いをお願いいたします。

お振替内容のご照会につきましては、直接施設へお願い致します。

なお、登録口座は、利用者名義の年金口座でお願いいたします。

②その他

原則利用料の支払いは、口座振替・自動払込とさせていただきますが、どうしても不都合がある方は、別途ご相談下さい。

6 サービスの終了方法

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにサービス終了をお申し出ください。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月前までに通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所、医療機関へ入院した場合。
- ・利用者の介護認定区分が、非該当 (自立) と認定された場合。
- ・利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合。
- ・サービス提供の必要性が認められなくなったと医師が判断した場合。

④その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご

家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合又は事業者が破産した場合、利用者は事業者へサービス終了の意思を表明することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者がサービス利用料を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合又は利用者が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またのご利用者様の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上に渡ってサービスが利用出来ない状態であることが明らかになった場合、ご利用者様またはそのご家族様、事業者やサービス従業者または他のご利用者様に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合もあります。

#### 7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

相談苦情受付	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設内窓口：相談室</li><li>ご利用時間 9:00～17:30</li><li>ご利用方法 電話（042-352-6633） 面接（当施設1階 相談室） ご意見箱（当施設1階入口に設置）</li><li>・府中市役所窓口：介護保険係</li><li>ご利用時間 8:30～17:00 電話（042-335-4021）</li><li>・国保連合会</li><li>ご利用時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）</li><li>苦情相談専用電話（03-6238-0177）</li></ul>
--------	--